



裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成26年(行ツ)第23号 平成26年(行ヒ)第36号
決 定 日	平成26年3月14日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 貫 芳 信 千 葉 勝 美 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 前 島 修 被 上 告 人 兼 相 手 方 広島県選挙管理委員会 同 代 表 者 委 員 長 橋 本 宗 利
原 判 決 の 表 示	広島高等裁判所平成25年(行ケ)第4号(平成25年1月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年3月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 大和谷 裕 子 印